

官報

昭和五十五年十一月二十一日

第九十三回 衆議院會議録 第十七号

昭和五十五年十一月二十一日(金曜日)

議事日程 第十五号

昭和五十五年十一月二十一日

午後一時開議

- 第一 こどもの国協会の解散及び事業の承継に
関する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第二 身体障害者雇用促進法の一部を改正する
法律案(社会労働委員長提出)
- 第三 臨時行政調査会設置法案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 こどもの国協会の解散及び事業の承
継に関する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 日程第二 身体障害者雇用促進法の一部を改正
する法律案(社会労働委員長提出)
- 日程第三 臨時行政調査会設置法案(内閣提出)
- 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共
済組合からの年金の額の改定に関する法律の一
部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時三十分開議
○議長(福田一君) これより会議を開きます。

○議長(福田一君) 日程第一とともに、日程第二
は、委員長提出の議案でありますから、委員会の
審査を省略し、両案を一括して議題とするに御異
議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。

日程第一 こどもの国協会の解散及び事業の
承継に関する法律案(内閣提出、参議院送
付)

日程第二 身体障害者雇用促進法の一部を改
正する法律案(社会労働委員長提出)

○議長(福田一君) 日程第一、こどもの国協会の
解散及び事業の承継に関する法律案、日程第二、
身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案、
右両案を一括して議題といたします。
委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。社会勞
働委員長山下徳夫君。

こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する
法律案及び同報告書
身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

〔山下徳夫君登壇〕

○山下徳夫君 ただいま議題となりましたこども
の国協会の解散及び事業の承継に関する法律案に
ついて、社会労働委員会における審査の経過並び
に結果を御報告申し上げますとともに、身体障害
者雇用促進法の一部を改正する法律案について、
趣旨弁明を申し上げます。

まず、こどもの国協会の解散及び事業の承継に
関する法律案について申し上げます。

本案は、特殊法人の整理合理化を図るため、こ
どもの国協会の解散及びこれに伴う事業の承継に
関し、所要の措置を講じようとするもので、その
主な内容は、

第一に、こどもの国協会は、この法律の施行の
ときにおいて解散するものとする。

第二に、協会が経営することの国の事業は、
厚生大臣が指定する社会福祉法人が引き継ぐこと
とし、このため、協会が現に有する土地等は、一
たん国に帰属させた上、当該社会福祉法人に無償
貸し付けできるものとする。

また、土地等の所有権以外の一切の権利義務
は、当該社会福祉法人に承継させること。

第三に、こどもの国の事業を引き継ぐ社会福祉
法人について、事業の種類、土地等の無償
貸し付けに伴う厚生大臣の監督権限及び貸し付け
を受けた土地等を指定用途以外に使用した場合の
貸付契約の解除等、所要の規定を設けること。

第四に、この法律は、公布の日から一年を超え
ない範囲内において政令で定める日から施行する
こと

などであります。

本案は、十月二十九日参議院から送付され、同
日付託となり、十一月十三日の委員会において質
疑を終了し、採決の結果、本案は原案のとおり可
決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議を付することに決
しました。

次に、身体障害者雇用促進法の一部を改正する

法律案について申し上げます。

最近の雇用失業情勢は、着実な景気の回復を反
映して、やや明るい兆しを見せてはおりますが、
心身障害者の雇用状況については、依然として厳
しいものがあります。昭和五十一年に身体障害者
雇用促進法が改正され、これを契機に身体障害者
の雇用に対する理解は相当の深まりを見せてきて
おりますが、なお、法定雇用率を達成していない企
業の割合が約半数を占めている現状にあります。

身体障害者、特に重度障害者の雇用を促進し、
安定させるためには、まず、その職業能力を開発
し、向上させることが何よりも大切であり、ま
た、就職後も障害の種類や程度に応じた行き届い
た雇用管理が必要であります。特に、明年は国際
障害者年であることから、かかる重度障害者を
中心とする対策の充実強化と、身体障害者の雇用
についての国民一般の理解を高めるための啓発活
動の強化が、当面の緊急かつ重要な課題となつて
おります。

本案は、このような課題に対処しようとするも
ので、去る十八日の社会労働委員会においてこれ
を成案とし、全会一致をもって社会労働委員会提
出の法律案とすることに決した次第であります。

次に、その内容の概要を御説明申し上げます。
身体障害者雇用納付金制度に基づく助成金の拡
充を図ることとし、

第一は、重度障害者等の通勤を容易にすること
等の適正な雇用管理のための措置を行う事業主に
対する助成金を設けることといたしております。

第二は、身体障害者の能力を開発し、向上させ
るための教育訓練を行う事業主、学校法人、社会
福祉法人等に対する助成金を設けることといたし
ております。

また、身体障害者がその教育訓練を受講するこ
とを容易にするための措置についても、助成する
ことといたしております。

第三は、身体障害者の雇用について、事業主及
び国民一般の理解を高めるための啓発の事業に対

昭和五十五年十一月二十一日 衆議院會議録第十七号
臨時行政調査會設置法案 昭和四十四年度以後における私立學校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案

三二二

する助成金を設けることといたしております。

その他助成の目的が有効に達せられるよう、所要の規定の整備を行うことといたしております。

なお、この法律は、公布の日から施行することといたしております。

以上が本案の趣旨及び内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

日程第三 臨時行政調査會設置法案(内閣提出)

出)

○議長(福田一君) 日程第三、臨時行政調査會設置法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長江藤隆美君。

臨時行政調査會設置法案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔江藤隆美君登壇〕

○江藤隆美君 ただいま議題となりました臨時行政調査會設置法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行政の実現に資するため、総理府に臨時行政調査會を設置しようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、調査會は、行政制度及び行政運営の改善に関する基本的事項を調査審議し、内閣総理大臣に意見を述べ、または内閣総理大臣の諮問に対し答申すること、

第二に、内閣総理大臣は、調査會の意見または答申について、これを尊重しなければならないこととするとともに、調査會は、これを内閣総理大臣から国会に対して報告するよう申し出ることができるものとする、

第三に、調査會は、内閣総理大臣が衆参両議院の同意を得て任命する委員九名をもって組織すること、

ら起算して二年を経過した日に廃止すること等であります。

本案は、十月二十四日政府より提出され、十一月六日本会議において趣旨の説明及びこれに対する質疑が行われた後、同日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、十一月十一日中曾根行政管理局長官から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、慎重に審査を行いました。

本案に対する質疑は、政府の行政改革に関する基本方針、いわゆる第一次臨時行政調査會答申の実施状況、今回、新たに臨時行政調査會を設置する趣旨、目的及び委員構成、国、地方を通ずる行政のあり方、特殊法人の制度及び運営等の見直し、情報公開法の制定など、広範多岐にわたって行われたのでありますが、その詳細につきましては、会議録により御承知願いたいと存じます。

かくて、十一月十八日質疑を終了いたしましたところ、日本共産党の中島武敏君より、臨時行政調査會の目的及び所掌事務等に関する修正案が提出され、趣旨説明の後、討論を行い、採決の結果、修正案は否決され、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○鹿野道彦君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、昭和四十四年度以後における私立學校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(福田一君) 鹿野道彦君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

昭和四十四年度以後における私立學校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(福田一君) 昭和四十四年度以後における私立學校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文教委員長三ツ林弥太郎君。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔三ツ林弥太郎君登壇〕

○三ツ林弥太郎君 ただいま議題となりました昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案について、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、厚生年金の年金額の引き上げに伴い、私立学校教職員共済組合が支給する既裁定の通算退職年金及び通算遺族年金の額を、国・公立学校教職員の通算退職年金等の額の改定に準じて、昭和五十五年六月分からさらに増額しようとするものであります。

本案は、去る十月十四日当委員会に付託され、翌十五日文部大臣より提案理由の説明を聴取いたしました。本二十一日質疑を終了し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議あり

ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(福田一君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十八分散会

出席閣僚大臣

文部大臣 田中 龍夫君
厚生大臣 園田 直君
労働大臣 藤尾 正行君
国務大臣 中曾根康弘君

○朗読を省略した議長の報告

(議決通知)

一、去る十七日、本院は国会の会期を十一月二十九日まで十二日間延長することを議決し、その旨参議院及び内閣に通知した。

(通知書受領)

一、去る十七日、徳永参議院議長から福田議長あて、参議院は国会の会期を十一月二十九日まで十二日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

商工委員

辞任

補欠

横手 文雄君

高橋 高望君

議院運営委員

辞任

補欠

野上 徹君

片岡 清一君

高橋 高望君

横手 文雄君

片岡 清一君

野上 徹君

一、去る十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

有馬 元治君

船田 元君

田村 元君

片岡 清一君

角屋堅次郎君

安井 吉典君

榊 利夫君

小沢 和秋君

片岡 清一君

田村 元君

船田 元君

有馬 元治君

安井 吉典君

角屋堅次郎君

小沢 和秋君

榊 利夫君

外務委員

辞任

補欠

林 保夫君

高橋 高望君

社会労働委員

辞任

補欠

金子 みつ君

大原 亨君

農林水産委員

辞任

補欠

上草 義輝君

田村 元君

小里 貞利君

有馬 元治君

安井 吉典君

角屋堅次郎君

有馬 元治君

小里 貞利君

田村 元君

上草 義輝君

角屋堅次郎君

安井 吉典君

商工委員

辞任

補欠

高橋 高望君

横手 文雄君

運輸委員

辞任

補欠

小沢 正義君

塩田 晋君

塩田 晋君

小沢 正義君

予算委員

辞任

補欠

大原 亨君

金子 みつ君

金子 みつ君

大原 亨君

懲罰委員

辞任

補欠

東中 光雄君

榊 利夫君

榊 利夫君

東中 光雄君

一、昨二十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

昭和五十五年十一月二十一日 衆議院會議録第十七号 朗読を省略した議長の報告

内閣委員

辞任

河野 洋平君
田島 衛君

補欠

田島 衛君
河野 洋平君

建設委員

辞任

甘利 正君
山口 敏夫君

補欠

山口 敏夫君
甘利 正君

決算委員

辞任

山口 敏夫君
田島 衛君

補欠

田島 衛君
山口 敏夫君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨二十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

石炭対策特別委員

辞任

八木 昇君
細谷 治嘉君

補欠

細谷 治嘉君
八木 昇君

沖縄及び北方問題に関する特別委員

辞任

柿澤 弘治君
田島 衛君

補欠

田島 衛君
柿澤 弘治君

(議案提出)

一、去る十八日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案
(社会労働委員長提出)

(議案送付)

一、去る十九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案
(社会労働委員長提出)

(答弁書受領)

一、去る十八日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員森井忠良君提出株式会社東洋シートの労使紛争に関する質問に対する答弁書

株式会社東洋シートの労使紛争に関する質問

主意書

右の質問主意書を提出する。
昭和五十五年十月二十五日

提出者 森井 忠良

衆議院議長 福田 一殿

株式会社東洋シートの労使紛争に関する質問

問主意書

株式会社東洋シート(本社所在地 広島県安芸郡海田町東海田五五八七以下「会社」という。)において、会社の従業員が加入している総評全国金属労働組合(所在地 東京都渋谷区桜丘町一五番一以下「全国金属」という。)並びに全国金属広島地方本部東洋シート支部(所在地 広島県安芸郡海田町東海田五五八七以下「支部」という。)との間に労使紛争が続いているやに聞いているので、次の事項について質問する。

一 会社と全国金属並びに支部との労使紛争の原因、現状、経過について明らかにされたい。

二 東京都地方労働委員会、広島県地方労働委員会から会社の不当労働行為を認定する命令が出ていないと聞いているが、その命令の救済内容と会社の履行状況について明らかにされたい。

三 広島地方裁判所、神戸地方裁判所に支部、支部組合員が会社の労使紛争に関連して訴訟を起こしたと聞いているが、決定がでているものについてはその内容と会社の履行状況、進行中のものについてはその訴訟の内容と進行状況を明らかにされたい。

四 広島労働基準監督署に支部、支部組合員等から労働基準法違反の申告がなされていると聞いているが、その内容と措置を明らかにされたい。

五 全国金属並びに支部は、会社に支部の役員、全国金属の組合員である会社従業員の氏名を通じて知するとともに全社的に明らかにしているにもかかわらず、全国金属及び支部が会社に団体交渉の申入れをなしたところ、会社は会社の中に全国金属の組合員、支部が存在していないとして団体交渉を拒否していると聞いているが、会社が労働組合の存在そのものを否定し、そのことを理由にして労働組合との団体交渉を拒否していることについて見解を明らかにされたい。

六 団体交渉を拒否する会社に抗議し、支部がストライキを行つたところ、会社はストライキを行つた支部組合員に対して懲戒処分、損害賠償請求等の権利を留保するとの通告を行つたと聞いているが、会社が労働組合の存在そのものを否定し、そのことを理由にして労働組合の争議行為に対して労働組合またはその組合員に損害賠償請求等ができることになっていることについて、見解を明らかにされたい。

七 会社は、昭和五十四年度夏季一時金、同年末一時金並びに昭和五十五年夏季一時金の支払に当たつて、支部組合員のうちの十一名に対して、東洋シート労働組合(以下「第二組合」という。)の組合員ではないので非組合員としての取扱いをするとして、一時金を支払っていないと聞いているが、このことは差別的取扱いをしていることにならないかどうか見解を明らかにされたい。

八 会社は、第二組合とのチェック・オフ協定によると称して、支部組合員のうちの十一名を除く四十数名の支部組合員の賃金から第二組合の組合費を控除しており、支部並びに四十数名の支部組合員は控除された第二組合の組合費相当額の返還を求めていると聞いているが、会社が第二組合とのチェック・オフ協定によると称して四十数名の支部組合員に第二組合の組合費相当額を返還しないだけでなく、四十数名の支部組合員の賃金から第二組合の組合費を控除し続けていることについて見解を明らかにされたい。

九 この労使紛争解決のために、いかなる措置を講じているのか見解を明らかにされたい。
右質問する。

内閣衆議院第三〇号

昭和五十五年十一月十八日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

衆議院議長 福田 一 殿

衆議院議員森井忠良君提出株式会社東洋シートの労使紛争に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員森井忠良君提出株式会社東洋シートの労使紛争に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

1 総評全国金属労働組合東洋シート支部（以下「支部」という。）においては、総評全国金属労働組合（以下「全金」という。）からの脱退問題を巡り意見の対立が生じ、昭和五十四年四月から五月にかけて、支部の組織に變動が生じた。

昭和五十四年四月以降、支部、全金等から株式会社東洋シート（以下「会社」という。）に對して、再三にわたり団体交渉の申入れが行われたが、会社は、いずれの申入れについても、これを拒否して紛争が生じている。また、昭和五十四年の夏季一時金、同年の年末

一時金及び昭和五十五年の夏季一時金の支給の問題等についても紛争が生じている。

2 東京地方労働委員会（以下「都労委」という。）及び広島地方労働委員会（以下「広島地労委」という。）から出ている救済命令の内容及び会社の履行状況については、次のとおりである。

(一) 昭和五十四年十一月、都労委は、会社に對し、団体交渉を拒否してはならないとの命令を発したが、会社はこれを不服として、同月、中央労働委員会（以下「中労委」という。）に再審査の申立てを行い、現在、中労委において審問後の手続が進められている。

(二) 昭和五十五年八月、広島地労委は、会社に對し、組合員に対する脱退しようの禁止等の命令を発したが、会社はこれを不服として、同年九月、中労委に再審査の申立てを行い、現在、中労委において審問前の手続が進められている。

(三) 昭和五十五年九月、都労委は、会社に對し、昭和五十四年の年末一時金について、他の従業員と同一内容で支払うこと等の命令を発したが、会社はこれを不服として、同年十月、中労委に再審査の申立てを行い、現在、中労委において審問前の手続が進められている。

3 支部又はその組合員から、広島地方裁判所

（以下「広島地裁」という。）及び神戸地方裁判所（以下「神戸地裁」という。）に訴訟が提起された事件のうち、既に決定が出ているものの内容及び会社の履行状況並びにそれ以外の事件の内容及び進行状況は、次のとおりである。

(一) 昭和五十四年六月、神戸地裁は、兵庫労働金庫（以下「兵庫労金」という。）に對し、支部名義の預金を東洋シート労働組合（以下「東洋シート労組」という。）に支払つてはならないとの仮処分命令を発し、兵庫労金は帰属不明として当該預金を供託した。

(二) 昭和五十四年十二月、広島地裁は、会社に對し、支部組合員十一人に昭和五十四年の夏季一時金を支払えとの仮処分命令を発し、会社は、同月、命令どおり支払った。

(三) 昭和五十五年三月、広島地裁は、会社に對し、支部組合員十一人に昭和五十四年の年末一時金を支払えとの仮処分命令を発し、会社は、同月、命令どおり支払った。

(四) 昭和五十五年八月、広島地裁は、会社に對し、支部組合員十一人に昭和五十五年の賃上げ額及び昭和五十五年の夏季一時金を支払えとの仮処分命令を発し、会社は、同月、命令どおり支払った。

(五) 昭和五十五年十月、広島地裁は、会社に對し、支部との団体交渉に応じなければならぬ旨の仮処分命令を発した。このた

め、支部は、団体交渉の申入れを文書で行い、これを受けて、会社も支部に對して文書で回答しているが、現在までのところ、団体交渉は行われていない。

(六) 昭和五十五年十月、広島地裁は、会社に對し、支部に一定額の金員を支払え、支部組合員の賃金のうちの一部を東洋シート労組に支払つてはならない等の仮処分命令を発し、会社は、同月、命令どおり金員を支払う等の措置をとった。

(七) 現在、広島地裁において、組合事務所明渡し仮処分申請事件並びに昭和五十四年の夏季一時金及び年末一時金の残額支払い請求事件が係属中である。

政府としては、以上のとおりであると聞いている。

四について

最近、支部組合員から広島労働基準監督署に對し、数次にわたり賃金支払い又は年次有給休暇等に関する労働基準法違反の申告が行われた。

広島労働基準監督署においては、これらにつきそれぞれ監督指導等を実施し、同法違反が認められなかったが改善を要すると認められたものについては改善指導を行つたところであり、これらについては、会社から、それぞ

昭和五十五年十一月二十一日 衆議院會議録第十七号 こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律案及び同報告書

三二六

五から八までについて

御指摘のことについては、現在、いずれも事件が労働委員会や裁判所に係属しており、政府としてとかくの見解を述べることは差し控えた

い。

九について
従来、広島県等関係機関において、紛争の早期かつ円滑な解決という観点から、関係者からの事情聴取や会社に対する指導、助言が行われてきたところであるが、政府としては、今後とも、適切な指導、助言が行われるよう、これら機関と連絡を密にして対処してまいりたい。

右答弁する。

法律案

こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

昭和五十五年十月二十九日

参議院議長 徳永 正利

衆議院議長 福田 一 殿

こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律

(こどもの国協会の解散等)

第一条 こどもの国協会(以下「協会」という。)は、

この法律の施行の時にいて解散する。

2 協会の解散の際現に協会の有する土地及びその定着物(建物及び工作物を除く。以下「土地等」という。)は、協会の解散の時にいて、国が承継し、一般会計に帰属する。

3 前項に規定する土地等の所有権以外の協会の一切の権利義務は、協会の解散の時にいて、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第四十条に規定する児童厚生施設を経営する事業のうち次に掲げるものを専ら行うことを目的とする社会福祉法人であつて厚生大臣が指定するもの(以下「指定法人」という。)が承継する。

一 児童のための遊戯施設、教養施設、生活訓練施設その他児童の健康を増進し、又はその情操を豊かにするための諸施設が総合的に整備された集団施設を設置し、及び運営すること。

二 前号に規定する集団施設の設置及び運営に附帯する事業

4 協会の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、その解散の日から起算して二月を経過する日とする。

5 第一項の規定により協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(国有財産の無償貸付け)

第二条 政府は、指定法人に対し、指定法人が行

う前条第三項各号に掲げる事業の用に供させるため、同条第二項の規定により一般会計に帰属した土地等を無償で貸し付けることができる。

2 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十二條第二項及び第三項の規定は、前項の規定により土地等を無償で貸し付ける場合について準用する。

(指定法人の事業の制限)

第三条 指定法人は、第一条第三項各号に掲げる事業以外の事業を行つてはならない。

(監督等)

第四条 指定法人は、第二条第一項の規定による貸付けを受けたときは、毎会計年度、予算及び事業計画書を作成し、当該会計年度開始前に、厚生大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 厚生大臣は、第二条第一項の規定による無償貸付けの目的が有効に達せられることを確保するため、同項の規定による貸付けを受けた指定法人の役員が法令、法令に基づいて行う行政庁の処分又は定款に違反した場合において、当該指定法人に対し、その役員を解職すべき旨を勧告することができる。

3 厚生大臣は、第二条第一項の規定による貸付けを受けた指定法人が次に掲げる場合に該当するときは、同項の規定により貸し付けた土地等の所管大臣(次条において「貸付財産の所管大

臣」という。)にその旨を通知しなければならない。

一 第二条第一項の規定により貸付けを受けた土地等を第一条第三項各号に掲げる事業以外の事業の用に供したとき。

二 第一項の認可を受けなかったとき。

三 前項の規定による役員解職の勧告に従わなかったとき。

四 児童福祉法第四十六條第二項又は第三項の規定による命令に従わなかったとき。

五 児童福祉法第五十八條第一項の規定により同法第三十五條第三項の認可を取り消されたとき。

六 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第五十四條第二項の規定による解散の命令を受けたとき。

七 その他法令、法令に基づく行政庁の処分若しくは定款に違反した場合、法令に基づく行政庁の監督に従わなかった場合又は当該指定法人の事業が適正に行われな場合であつて、厚生大臣が第二条第一項の規定による無償貸付けの目的が有効に達せられないものと認めるとき。

(契約の解除)

第五条 貸付財産の所管大臣は、前条第三項の通知を受けたときは、厚生大臣の意見を聴いて、第二条第一項の規定による貸付けの契約を解除することができる。

(指定の取消し及び再指定)

第六条 厚生大臣は、指定法人に対する第二条第一項の規定による貸付けの契約が解除されたときは、当該指定法人に係る指定を取り消すことができる。

2 前項の規定による指定の取消しが行われた場合には、厚生大臣は、第一条第三項に規定する要件に該当する社会福祉法人を新たに指定することができる。当該新たに指定された社会福祉法人に係る指定が次項において準用する前項の規定により取り消された場合も、同様とする。

3 第二条から前条まで及び第一項の規定は、前項の規定により新たに指定された社会福祉法人について準用する。この場合において、第二条から第四条までの規定及び第一項中「指定法人」とあるのは、「第六条第二項の規定により新たに指定された社会福祉法人」と読み替えるものとする。

(政令への委任)

第七条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 第一条第三項の規定による厚生大臣の指定

は、この法律の施行前において行うことができる。

(こどもの国協会法の廃止)

3 こどもの国協会法(昭和四十一年法律第百三十一号)は、廃止する。

(こどもの国協会法の廃止に伴う経過措置)

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(厚生省設置法の一部改正)

5 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条中第五十六号の四を削り、第五十六号の五を第五十六号の四とし、第五十六号の六を第五十六号の五とする。

第十三条第九号の四を削る。

(地方税法の一部改正)

6 地方税法(昭和二十五年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「こどもの国協会」を削る。

第七十三条の四第一項第十一号の二を削る。

第三百四十八条第二項中第十八号の二を削り、第十八号の三を第十八号の二とする。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

7 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「こどもの国協会」を削る。

(所得税法の一部改正)

8 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表こどもの国協会の項を削る。

(法人税法の一部改正)

9 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表こどもの国協会の項を削る。

(印紙税法の一部改正)

10 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の表こどもの国協会の項を削る。

(登録免許税法の一部改正)

11 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二の表こどもの国協会の項を削る。

こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、特殊法人の整理合理化を図るため、こどもの国協会の解散及びこれに伴う事業の承継に關し所要の措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 こどもの国協会は、この法律の施行の時に

において解散すること。

2 こどもの国協会が経営するこどもの国は、厚生大臣が指定する社会福祉法人(以下「指定法人」という。)が引き継ぐものとする。このため、

(1) こどもの国協会が現に有する土地及びその定着物(建物及び工作物を除く。以下「土地等」という。)は、こどもの国協会の解散の時に国に帰属させるものとし、国は、その土地等を指定法人に対し無償貸付けできること。

(2) 土地等以外のこどもの国協会の一切の権利義務は、指定法人が承継すること。

3 土地等の無償貸付けに伴い、指定法人の事業の制限、厚生大臣の監督権限、貸付けを受けた土地等を指定用途以外に使用した場合の貸付契約の解除等所要の規定を設けること。

4 この法律は、公布の日から一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、厚生大臣は、公布の日から社会福祉法人の指定を行うことができるものとする。

二 議案の可決理由

特殊法人の整理合理化を図るため、こどもの国協会の解散及びこれに伴う事業の承継に關し所要の措置を講ずることは、時宜に適するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに

昭和五十五年十一月二十一日 衆議院會議録第十七号 子どもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律案及び同報告書 身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案 三一八

決した。

右報告する。

昭和五十五年十一月十三日

社会労働委員長 山下 徳夫

衆議院議長 福田 一殿

〔別紙〕

子どもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、格段の努力を払うべきである。

一 子どもの国の運営に当たっては、特殊法人子どもの国協会設立の趣旨である緑豊かな自然の中での児童の健全育成の目的が十分生かされるよう特段の配慮をし、かつ、子供の安全を確保するために十分な措置を講ずること。

二 指定法人が事業を承継したことにより、入園料及び有料施設の利用料の引上げが行われることのないよう配慮すること。

三 こどもの国に対し、指定法人による事業の承継後も、児童の健全育成にふさわしい環境が保たれるよう必要な助成を行い、その整備発展に配慮すること。

四 特殊法人子どもの国協会の解散に当たり、その職員の処遇については、適正な措置をとること。

身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和五十五年十一月十八日

提出者

社会労働委員長 山下 徳夫

身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律

身体障害者雇用促進法（昭和三十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第二号中「措置」の下に「（次号に該当する措置を除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

二の二 重度障害者その他の労働省令で定める身体障害者である労働者を雇用する事業主に對して、これらの身体障害者である労働者の通勤を容易にすることその他のこれらの身体障害者である労働者の障害の種類又は程度に応じた適正な雇用管理のための措置に要する費用に充てるための助成金を支給すること。

第十八条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 身体障害者の職業に必要な能力を開発し、及び向上させるための教育訓練（労働大臣が定める基準に適合するものに限る。以下同じ。）の事業を行う次に掲げるものに対して、当該事業に要する費用に充てるための助成金を支給すること並びに身体障害者である労働者を雇用する事業主に対して、身体障害者である労働者の教育訓練の受講を容易にするための措置に要する費用に充てるための助成金を支給すること。

イ 事業主又はその団体
ロ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十二条の二に規定する専修学校又は同法第八十三条第一項に規定する各種学校を設置する私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人又は同法第六十四条第四項に規定する法人

ハ 社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人

人

ニ その他身体障害者の雇用の促進に係る事業を行う法人

第十八条第一項第四号中「又は講習」を「若しくは講習の事業又は身体障害者の雇用について事業主その他国民一般の理解を高めるための啓発」に改める。

第二十二条第二項中「事業主」の下に「、その団体又は第十八条第一項第三号の二から二までに掲げる者（第八十一条第一項において「事業主等」という。）」を加える。

第八十一条第一項中「事業主」を「事業主等」に改める。

第八十二条中（昭和二十六年法律第四十五号）を削る。

第八十五条第一項中「処する。」の下に「事業主の団体又は第十八条第一項第三号の二から二までに掲げる法人が第一号（第二十二条第二項に係る部分に限る。）又は第五号に該当するときにおけるその違反行為をした当該団体又は当該法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者も、同様とする。」を加える。

第八十六条中「法人の」を「法人（法人でない事業主の団体を含む。以下この項において同じ。）の」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により法人でない事業主の団体を処罰する場合においては、その代表者が訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

身体障害者の雇用の促進を図るため、雇用促進事業団が、身体障害者雇用納付金制度に基づき、重度障害者等である労働者の通勤を容易にすること等の雇用管理を行う事業主に対する助成、身体障害者に対する教育訓練の事業を行う事業主、学校法人、社会福祉法人等に対する助成等を行うことができないこととする必要がある。これが、この

法律案を提出する理由である。

臨時行政調査会設置法案

右

国会に提出する。

昭和五十五年十月二十四日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

臨時行政調査会設置法

(目的及び設置)

第一条 社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行政の実現に資するため、総理府に、附屬機関として、臨時行政調査会(以下「調査会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 調査会は、行政の実態に全般的な検討を加え、行政制度及び行政運営の改善に関する基本的事項を調査審議する。

2 調査会は、前項に規定する事項に関して、内閣総理大臣に意見を述べ、又は内閣総理大臣の諮問に答申する。

3 調査会は、前項の意見又は答申を、内閣総理大臣から国会に報告するように、内閣総理大臣に申し出ることができる。

(意見等の尊重)

第三条 内閣総理大臣は、前条第二項の意見若しくは答申又は同条第三項の申出を受けたときは、これを尊重しなければならない。

(組織)

第四条 調査会は、委員九人をもつて組織する。

(委員)

第五条 委員は、行政の改善問題に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、同項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができなると認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

5 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 委員は、非常勤とする。

(会長)

第六条 調査会に、会長を置き、委員のうちから、内閣総理大臣が指名する。

2 会長は、会務を総理し、調査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第七条 調査会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置く。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、会長の推薦により、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(資料提出その他の協力等)

第八条 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の長並びに行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)第二条第四号の二に規定する法人(次項において「特殊法人」という。)の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関及び特殊法人の運営状況を調査し、又は委員若しくは専門委員にこれを調査させることができる。

3 調査会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、第一項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務局)

第九条 調査会の調査事務その他の事務を処理させるため、調査会に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、行政管理事務次官をもつて充てる。

4 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第十条 この法律に定めるもののほか、調査会に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第五条第一項中両議院の同意を得ることに關する部分は、公布の日から施行する。

(行政監理委員会設置法の廃止)

2 行政監理委員会設置法(昭和四十年法律第八十六号)は、廃止する。

(行政管理局設置法の一部改正)

3 行政管理局設置法の一部を次のように改正する。

第十条を削る。

(総理府設置法の一部改正)

4 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七

昭和五十五年十一月二十一日 衆議院會議録第十七号 臨時行政調査會設置法案及び同報告書

号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中動物保護審議会の項の次に次のように加える。

臨時行政調査會設置法(昭和五十五年法律第 号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

(特別職の職員に給与に関する法律の一部改正)

5 特別職の職員に給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中第十二号の三を削り、第十二号の二の二を第十二号の三とし、第十九号の六の次に次の一号を加える。

十九の七 臨時行政調査會委員
別表第一官職名の欄中「行政監理委員會委員」を削る。

(この法律の失効)
6 この法律は、附則第一項の政令で定める日から起算して二年を経過した日にその効力を失う。

理 由

社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行政の実現に資するため、行政制度及び行政運営の改善に関する基本的事項を調査審議する機関として、総理府に臨時行政調査會を置く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

臨時行政調査會設置法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行政の実現に資するため、総理府に、臨時行政調査會(以下「調査會」という。)を設置しようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 所掌事務等

(1) 調査會は、行政制度及び行政運営の改善に関する基本的事項を調査審議し、内閣総理大臣に意見を述べ、又は内閣総理大臣の諮問に答申すること。

(2) 調査會は、右の意見又は答申を、内閣総理大臣から国会に報告するように、内閣総理大臣に申し出ることができるものとする。

(3) 内閣総理大臣は、前記(1)、(2)の調査會の意見若しくは答申又は申出を尊重しなければならないものとする。

2 委員及び会長

(1) 調査會は、委員九人をもつて組織すること。

(2) 委員は、行政の改善問題に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命すること。

(3) 委員は、非常勤とすること。

(4) 調査會に、会長を置き、委員のうちか

ら、内閣総理大臣が指名すること。

3 専門委員

(1) 調査會に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くこと。

(2) 専門委員は、学識経験のある者のうちから、会長の推薦により、内閣総理大臣が任命すること。

(3) 専門委員は、非常勤とすること。

4 資料提出その他の協力等

(1) 調査會は、行政機関及び地方公共団体の長並びに特殊法人の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができるものとする。

(2) 調査會は、行政機関及び特殊法人の運営状況を調査することができるものとする。

5 事務局

調査會に事務局を置き、事務局長には、行政事務次官をもつて充てること。

6 施行期日と有効期限等

(1) この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしている。ただし、委員の任命については両議院の同意を得ること

とされている。公布の日から施行することとしている。

(2) 行政監理委員會設置法は、廃止すること。

(3) この法律は、政令で定める施行の日から起算して二年を経過した日に効力を失うものとする。

二 議案の可決理由

本案は、社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行政の実現に資するため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して、日本共産党の中島武敏君から、調査會の目的を「国民に奉仕する民主的かつ能率的な行政の実現及び国と地方公共団体との間の適正な行政事務の再配分等による地方公共団体の自主性の拡大に資する」ことに改めることとするほか、所掌事務、委員の増員とその選任基準及び會議の運営等に関する修正案が提出されたが、賛成少数のため否決された。

この修正案に対し、国会法第五十七条の三の規定に基づき内閣を代表して、中曾根行政管理庁長官より「政府としては、反対である。」旨の意見が述べられた。

昭和五十五年十一月十八日

衆議院議長 福田 一殿
内閣委員長 江藤 隆美

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和五十五年十月十四日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律
法律の一部を改正する法律

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第六条の八中第七項を第九項とし、第六項の次に次の二項を加える。

7 第一項から第五項までの規定の適用を受ける年金については、昭和五十五年六月分以後、その額を、第一項第一号中「四十七万七千九百七十二円」とあるのは「四十九万二千円」と、第二

項中「昭和五十五年四月分」とあるのは「昭和五十五年六月分」と、「第六条の八第一項に」とあるのは「第六条の八第七項において読み替えられた同条第一項に」と、第三項第一号中「四十七万七千九百七十二円」とあるのは「四十九万二千円」と、第四項中「第六条の八第三項に」とあるのは「第六条の八第七項において読み替えられ

た同条第三項に」と、第五項中「第六条の八第一項」とあるのは「第六条の八第七項において読み替えられた同条第一項」と読み替えて、第一項から第五項までの規定に準じて算定した額に改定する。

8 第六項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十五年六月分以後、その額を、その年金に係る通算退職年金の額を前項の規定により改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

厚生年金保険における年金額の引上げに伴い、私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定の通算退職年金の額を国公立学校の教職員に係る通算退職年金の額の改定に準じて改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、厚生年金保険における年金額の引上げに伴い、私立学校教職員共済組合が支給する

既裁定の通算退職年金等について、その額を改定しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定の通算退職年金及び通算遺族年金の額を、厚生年金の年金額の引上げに伴い行われる国・公立学校の教職員に係る通算退職年金等の額の改定に準じ、昭和五十五年六月分から引き上げること。

2 この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

私立学校の教職員の福利厚生を図るため、私立学校教職員共済組合が支給する既裁定の通算退職年金等の額を国・公立学校の教職員の年金額の引上げに準じて改定することは、時宜に適合するものと認め、本案は、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和五十五年度一般会計予算に、私立学校教職員共済組合補助に必要な経費として、九百九十万円が計上されている。

昭和五十五年十一月二十一日

文教委委員長 三ツ林弥太郎

衆議院議長 福田 一殿

〔別紙〕

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について検討し、速やかにその実現を図るべきである。

一 長期給付に要する費用に対する国の補助率を百分の二十以上に引き上げるよう努めること。

二 長期給付に対する日本私学振興財団の助成金について、必要な強化措置を講ずるよう努めること。

三 地方財政の実情にかんがみ、長期給付掛金に対する都道府県の補助を充実するため、必要な措置を講ずるよう努めること。

四 年金額改定のいわゆる自動スライド制については、給与スライドの導入を検討すること。

右決議する。

衆議院会議録第十二号中正誤

ベ段行誤 正

三三 一 廃止、 廃止し、

衆議院会議録第十三号中正誤

ベ段行誤 正

三三 一 問題か 問題が

昭和五十五年十一月二十一日 衆議院會議録第十七号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(定価一部
一〇円部)

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五五二四 (大代)
〒105

三三二